

総務常任委員会

令和5年3月16日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫
坂口 徹
伴 議長

○溝部真紀子
木澤 正男

大森恒太郎
奥村 容子

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	角井 幸司
政策財政課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	関元 佑治
税 務 課 長	福田 善行	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教 委 総 務 課 長	松岡 洋右
同 課 長 補 佐	三原 進也	生涯学習課参事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大野 彰彦		

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 監査委員書記 黒 崎 益 範

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 奥村委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、奥村委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第2号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長

おはようございます。議案第2号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明します。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（議案書朗読）

教育次長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。条例本文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。議案書末尾の条例（要旨）をお願いいたします。

今回の条例改正は、保育園の送迎バスに取り残された園児が死亡した事例など、重大な事故が発生をするなか、児童の安全の確保に関する事項が新たに規定されるなど、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものです。

主な改正内容でございます。はじめに、（１）安全計画の策定等の義務規定の新設でございます。放課後児童健全育成事業者に対し、利用者の安全の確保に関する計画の策定等を義務づける規定を新たに設けるものです。具体的には、設備の安全点検や、職員・利用者等への安全に関する指導、職員への研修や訓練等、安全に関する計画を策定し、この計画に従い、安全対策等を講じることとするものでございます。次に、（２）自動車を運行する場合の所在の確認の義務規定の新設です。送迎バスでの事故を受け、利用者の移動のために自動車を運行する場合における所在の確認を義務付ける規定を新たに設けるものでございます。次に、（３）業務継続計画の策定等の努力規定の新設です。感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定等に努めることを求める規定を新たに設けるものです。次に、（４）衛生管理等に関する改正でございます。放課後児童健全育成事業者が講じる必要のある感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関して必要な措置を明確化し、研修及び訓練の定期的な実施に関する規定を追加するものでございます。

続いて、施行期日等でございます。施行期日は、令和５年４月１日から、なお、安全計画の策定に一定の期間を要するところから、経過措置として、この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間については、安全計画の策定等に関する規定については、努力義務としてまいります。

以上、議案第２号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

委員皆さま方には、何卒、温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 この条例の適用は、町の施設だけでなく、民間の施設も当然そうなんですね。

教育次長 委員おっしゃっていただいておりますとおり、民間施設の放課後児童クラブ等については適用になってくるということでございます。

木澤委員 民間の放課後児童クラブさんは、バスの運営されていると思いますんで、計画を策定したのち、点検等というのはどういうふうになっていくんでしょうか。

教育次長 送迎バス等の点検でございますけれども、当町でございます和光会、黎明のバスでございますが、確認をさせていただきましたところ、保育所と共同で使っているというところでございます、昨年の秋にも県あるいは王寺町のほうで点検あるいは確認をされまして、運営上支障がないと確認されているということになっておりますので、点呼等の学童保育にかかります、放課後児童クラブにかかります点呼等の確認については、当町のほうで確認をしながらということになりますけれども、全体的な取り扱いについては、県を含めて確認をしている、あるいはこれからも確認をしていくということになってこようと、このように考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 真弓政策財政課長。

政策財政課長 それでは、議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)につきましてご説明申し上げます。はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

政策財政
課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の9ページをお願いします。

はじめに、第11款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、国の第2号補正予算によります、国税収入の増額や臨時経済対策費の措置等に伴い、普通交付税が増額交付されることから9,085万8千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節 児童福祉費負担金で、私立保育所入所委託料が利用人数の増加や公定価格の見直し、処遇改善加算の追加により、当初見積りを上回る見込みであり、この費用が補助対象となりますことから、子どものための教育・保育給付費負担金331万6千円の増額、第2節 障害福祉費負担金で、更生医療費給付費が当初見積りを上回る見込みであり、この費用が補助対象となりますことから、障害者医療費負担金37万5千円の増額、第3節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険者支援制度分の保険基盤安定負担金の確定に伴います424万9千円の減額をお願いするものです。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が見込まれることから329万8千円の増額をお願いするものです。

10ページをお願いします。次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第2節 児童福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由によりまして、施設型給付費等負担金135万9千円の増額、第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、障害者医療費負担金18万7千円の増額、第4節 保険基盤安定負担金で、国庫負担金と同様の理由によりまして、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金124万5千円の減額をお願いするものです。

次に、第2項 県補助金では、第4目 農林水産業費県補助金の第1節 農業費補助金で、持続的な農業経営のための生産の効率化等に取り組む団体を支援する農地利用効率化等支援交付金について、1団体が活用を取りやめましたことから、農地利用効率化等支援交付金1,109万1千円の減額、第2節 農地費補助金で、防災重点ため池の耐震性調査に要する費用が補助対象となることから、震災対策農業水利施設整備事業費補助金2千万円の増額をお願いするものであります。

次に、第22款 町債、第1項 町債では、第3目 農林水産業債の第1節 土地改良事業債で、県営で実施しております桜池の耐震化工事に要する町負担分の費

用の増額に対し、地方交付税措置のある町債を活用することから430万円の増額をお願いするものであります。第6目 教育債では、第2節 学校教育施設等整備事業債で、小・中学校のトイレ改修事業に対し、より有利な地方交付税措置のある町債を活用できることとなりましたことから240万円の増額をお願いするものでございます。以上が、歳入の補正内容であります。

11ページにお移りいただきまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費の第18節 負担金補助及び交付金で、職員の退職に伴います一般職退職手当負担金として2,449万1千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費の第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における保険基盤安定負担金の確定に伴い、介護納付金分基盤安定繰出金117万3千円の増額及び保険者支援制度分基盤安定繰出金849万7千円の減額をお願いするものでございます。第7目 障害福祉費では、第19節 扶助費で、歳入で申しあげました更生医療費給付費が当初見積りを上回ることから75万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第2項 児童福祉費では、第3目 児童保育費の第12節 委託料で、歳入で申しあげました私立保育所入所委託料が当初見積りを上回ることから603万6千円の増額をお願いするものでございます。

12ページをお願いします。第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第4目 土地改良事業費で、歳入で申しあげました防災重点ため池の耐震性調査に要する費用として、第12節 委託料で、溜池耐震性調査業務委託料2千万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、県土地改良事業団体連合会事業特別賦課金11万円の増額、歳入で申しあげました県営で実施している桜池の耐震化工事に要する町負担分の費用として、県営ため池等整備事業負担金438万9千円の増額をお願いするものです。第7目 地域農政推進対策事業費では、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました農地利用効率化等支援交付金について、1団体が活用を取りやめましたことから1,109万1千円の減額をお願いするものです。次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、歳入で申しあげました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分などを生活応援券の発行事業に充当することによる財源振替をしております。

13ページをお願いします。第9款 教育費、第2項 小学校費では、第1目 学

校管理費で、新型コロナウイルス感染症対策事業として予算計上しておりました小学校の遠足や修学旅行などの取消料負担金について、行事を全て実施できたことから、第18節 負担金補助及び交付金で842万1千円の減額をお願いするものです。また、歳入で申しあげました小学校のトイレ改修事業に対し、より有利な地方交付税措置のある町債を活用することによる財源振替を行っております。次に、第3項 中学校費では、第1目 学校管理費で、小学校費と同様の理由によりまして、第18節 負担金補助及び交付金で511万4千円の減額をお願いするものです。また、中学校のトイレ改修事業につきましても同様の財源振替をしております。14ページ、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、小・中学校費と同様の理由によりまして、第18節 負担金補助及び交付金で43万8千円の減額をお願いするものです。次に、第6項 保健体育費では、第2目 健民運動場費の第10節 修繕料で、斑鳩南中学校サブグラウンドの外周ネットフェンスの補修を行いますことから129万8千円の増額をお願いするものでございます。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正から生じました財源8,482万2千円を留保させていただくものでございます。

4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてでございます。歳出におきまして増額補正を申しあげた事業を含め、本年度末までに予算の支出が見込めないことから、それぞれの予算措置の追加をお願いするものであります。第5款 農林水産業費、第1項 農業費の、震災対策農業水利施設整備事業のほか、2事業で、あわせて2,315万8千円をお願いしております。

次に、5ページの第3表 地方債補正についてです。歳入で申しあげましたとおり、地方債の変更として、土地改良事業で、限度額を2,410万円に増額する補正と、学校教育施設等整備事業で950万円に増額する補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

政策財政
課長

以上で、議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきで開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けします。 伴議長。

議長 4ページの教育費の南中のサブグラウンドの整備が、これ繰越明許ですけど、この理由はなんですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 年度末の工事になっておまして、年度末までに完了しないという見込みになっておきますので、4月以降になる可能性があるというところで繰越明許の補正予算をお願いしているということでご理解いただきたいと思います。

議長 年度末になったという理由はわかりましてんけど、なんで年度末のところでのというのは、やっぱり学校の授業の関係でというように思うんですけども、それでよろしいですか。

教育次長 当該、南中のサブグラウンドのネットフェンスにつきましては、これまでから老朽化等によりまして、外にボール等が飛び出るような状態で非常に危険な状態であったというようなところがございます。そういった中で応急処置を含めて検討しておったんですけども、今回、全面張替えをしていくというようなところで、補正予算をさせていただきまして、それからの補正予算成立後の発注というところで、年度末までに終了しないということで、繰越明許の手続きを取らせていただきたいというものでございますので、よろしく願いをいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。前回の2月16日開催の総務常任委員会にて報告いたしました「斑鳩考古学講座 巡って学ぼう 斑鳩の文化財」につきましては、2月19日に、あいにくの雨模様でありましたが、19人の参加者を得まして実施しております。

次に、発掘調査についてであります。まず、前回の2月16日開催の総務常任委員会におきまして報告いたしました、いかるがパークウェイ建設にともなう発掘調査につきましては、埋め戻し作業を終えまして、3月7日に今年度の調査を終了しております。なお、今年度の調査成果につきましては、比較的まとまって出土しました古墳時代の土器や耳環などの出土遺物の整理作業等を行うなど、今後とりまとめを行ってまいります。そして、これらのとりまとめが終了しましたら総務常任委員会にご報告してまいりたいと考えております。

次に、これもまた前回の2月16日開催の総務常任委員会にてご報告しました奈良大学と共同で進めております戸垣山古墳と舟塚古墳の範囲確認を目的とした発掘調査についてであります。このうち舟塚古墳につきましては、まだ調査の途中であります。天井石や側壁の石材が抜き取られてはありましたが残存している石室を検出し、須恵器などの土器が確認されております。なお、戸垣山古墳については、現時点で顕著な遺構・遺物は確認できておりません。

次に、史跡中宮寺跡の北方の状況を確認することを目的とした中宮寺跡周辺遺跡につきましましては、発掘調査を2月より本格的に進めておまして、現在までに古代のものと思われる土坑などの遺構を確認しております。

次に、去年の秋季に3年ぶりに再開いたしました史跡藤ノ木古墳の石室特別公開の春季の公開につきましましては、5月13日と14日の2日間の開催する予定をしております。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 巡って歩こうでしたかね、あいにく当日雨やったということですけども、19名参加していただいて、町内・町外参加でいうと、どういう感じでしたか。

生涯学習
課参事 この講座につきましましては、町民を対象にしておりますので全員町民でございます。

木澤委員 とりくんでいただいた感触というんですかね、ちょっと感想聞かせていただきたいなと思うんですけど。

生涯学習
課参事 参加していただいた人はすべて概ね好評でございました。おそらくコロナ禍でこういった文化財巡りというのをこれまで控えてきた経緯もございませうことから、そういったことで積極的に参加していただいて、喜んでいただけたものと考えております。

木澤委員 この間、文化財の関係の情報発信も含めていろんな取り組みをやっていただいていると思いますので、手ごたえ、感触をつかんでいただいているようでしたら、引き続きまたお願いをしておきたいと思います。

委員長 ほかにございませぬか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 斑鳩町行政改革アクションプラン(案)について、理事者の報告を求めます。

真弓政策財政課長。

政策財政
課長

それでは、3. 各課報告事項の(1) 斑鳩町行政改革アクションプラン(案)についてご報告いたします。資料1の1ページをご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1. 背景と目的についてでございます。(1) 策定の背景ですが、本町では、これまで昭和61年に斑鳩町行政改革大綱を策定し、4次にわたり、継続して行政改革にとりくむことで、住民サービスの質の向上に努めるとともに、住民サービスを支える財政の改革や自律的な行政運営に努めてまいりました。一方、自治体の行財政経営は、より厳しい状況に陥ることが懸念されており、持続可能な自治体として、引き続き必要な住民サービスを維持できるよう、今後のアフターコロナ時代やデジタル時代の到来も見据えた行政改革を推進していく必要がございます。

次に、(2) 策定の目的についてです。人口構造の変化や必要な行政課題に対応し、住民サービスを維持するためには、簡素で効率的な行政システムや持続可能な健全財政を確立することが求められ、前例踏襲にとらわれない業務改善や、自ら率先・工夫して取り組む姿勢を持った職員をいかに育成していくということが重要です。このことから、職員の成功体験となり住民サービスの向上につながる計画として、職員自らが実現性の高いとりくみを提案し、スピード感を持って実施する、斑鳩町行政改革アクションプラン(案)を策定したところです。

2ページにお移りいただけますでしょうか。(3) 位置づけと計画期間についてでございます。本プランは、第5次斑鳩町総合計画に掲げた持続可能な行財政経営を着実に進めていくための手段のひとつとして、庁内全体で共通認識を持つためのものとして位置付けております。また、計画期間につきましては、概ね3年間としておりますが、3年間で完結することだけをめざすのではなく、常に長期的な目線で先を見据えたとりくみを推進してまいります。

次に、2. 基本方針についてでございます。2ページから3ページをご覧ください。職員アンケートなどを通じまして、本町が抱える現状の問題点を洗い出し、職

員間で課題に対する共通認識を持ち、住民サービスの向上につながるとりくみをすすめていくため、3つの基本方針を定めております。

まず、基本方針1、業務全体の再設計では、組織のスリム化と住民サービスの向上を両立させるため、住民と行政双方にとって業務を最適にデザインし、それにより捻出した時間や人的資源を、人による対応が真に必要な仕事に費やし、住民に寄り添うサービスの提供につなげてまいりたいと考えております。次に、基本方針2、ICTの効果的な活用では、行政がICTを活用して業務を行うことで、行政手続きの簡素化・迅速化や行政事務の効率化などの成果が期待されることから、効果的なICTの活用により、住民負担の軽減や利便性の向上をはかります。次に、基本方針3、組織力の向上では、行政改革を着実に進めるため、自ら解決策を考え、課題を見つけ、改革する能力を身につけた職員の育成に努めることとしております。また、積極的な業務改善を通じて職員が成功体験を重ねることで、モチベーションの向上や更なる業務改善につなげ、これを多くの職員に広げていくことで組織としての力を向上させてまいりたいと考えております。

これら三つのとりくみをすすめることで2ページの下の方ですが、中心にございます住民サービスの向上をはかっていくこととしております。

3ページにお移りいただきまして、次に、3. 取組み内容と進捗管理です。本プランでは、先程の三つの基本方針に基づき、次のページ以降の「別冊・斑鳩町行政改革アクションプラン 基本方針に基づく取組み（案）」によりまして、個別の取組み内容を推進してまいります。この取組み内容につきましては、毎年度進捗状況を確認するとともに、社会情勢などをふまえ、必要に応じて見直してまいります。

次のページをご覧くださいませでしょうか。こちらが、先程申しあげました別冊の基本方針に基づく取組み（案）でございます。1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧くださいませでしょうか。基本方針に基づいた具体的なとりくみを整理するにあたりまして、3つの基本方針に、それぞれ二つずつ、合計六つの改革の視点を設け、これをもとに分類・整理しております。2ページ以降でございますが、それぞれの改革の視点におきまして、現状・課題と、実施内容を記載し、その下に具体的なとりくみ内容等を整理しております。具体的な内容につきましては説明は省略させていただきますが、よろしく願いいたします。

以上で斑鳩町行政改革アクションプラン（案）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 これ職員さんに対してアンケートを取っていただくと書いてるんですけど、回答としては例えば、希望に丸をつけるだけとか、そういう形なんではないでしょうか。職員さんが自由意見書けるような内容も含まれているのでしょうか。

政策財政 選択制のものもありますし、個別の意見を取るようなところもございますので、
課長 内容によって、そのあたりは具体的な記入が必要なところについては具体的に書いていただけます。

木澤委員 まとめてまた計画はつくっていただきたいと思うんですけど、支障のない範囲で職員さんのアンケート結果というのを、また資料として提出いただけると、普段職員さんどういう問題意識もっておられるのかというのも、こういう機会にできたら把握したいなというふうに思いますので、お願いしたいんですけど、いかがですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 個々の内容によりましては、難しいものもございしますが、全体の傾向として、こういったものを望んでいるであったり、こういった組織を目指している、あるいはこういったサービスを目指している、そういった部分で取りまとめを行いまして、お見せできる資料がございましたら、提出はさせていただきたいと思っております。

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 本庄教育次長。

教育次長 教育委員会事務局生涯学習課から、2点報告事項がございします。

1点目は、放課後児童健全育成事業に係ります子ども・子育て支援交付金の再確定及び当該交付金の返還についてでございます。本件につきましては、会計検査院が令和2年10月から令和3年6月にかけて実施をいたしました検査の結果、学童保育等、放課後児童健全育成事業に係る、子ども・子育て支援交付金について、開

所の要件を満たしていなかったことにより交付金の過大交付があり、当該過大に交付された交付金について返還手続きを行わせること等の是正改善の処置が、会計検査院から国に対して求められたことによるものでございます。具体的には、利用する児童が少数である土曜日等につきまして、複数の支援単位で構成される学童保育等において、複数の支援単位を合同するなどして開所した場合に、支援員等を2人配置していれば、すべての支援単位において開所として取り扱うことができると、誤って算定していた事案等があったものでございます。ついては、国からの指示に従い、令和2年度から過去5年について確認を行いまして、本町においても斑鳩学童、西学童、東学童、それぞれの学童保育に二つの支援単位がございます。土曜日の開所について同様の取扱いをしておりましたことから、再算定の結果、5か年のうち、平成30年度及び令和元年度、令和2年度の3か年分について、交付金の返還が生じることとなったものでございます。返還金の見込み額は、3か年の合計で国への返還分が197万5千円、また同じく県への返還分が197万5千円となっております。つきましては、まずは、国庫分に係る交付額の再確定通知及び国への返還に係る通知が年度末までに届く予定と聞いておρισまして、当該通知が届きましたら、国への返還に係る返還金の予算補正につきまして、専決処分させていただきたいと考えております。今回の事案につきまして、会計検査院からは、都道府県による実績報告の審査や国における開所要件の周知徹底が十分でないことも指摘をされておりますが、市町村における開所要件の理解が十分でなかったことがその大きな要因でございまして、今後、このようなことのないよう、制度の内容等をしっかりと確認をしたうえで事務を執行してまいりたいと考えておりますので、何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続いて2点目でございます、2点目は、職員の逮捕事案についてでございます。本件につきましては、議員皆さまには3月8日にすでにお知らせしておりますが、3月8日（水）午前5時30分頃、教育委員会事務局生涯学習課、文化財活用センターに勤務する会計年度任用職員 畑中友希、23歳が、住居侵入被疑事件で奈良県奈良西警察署に逮捕されたというものでございます。その後、翌日の3月9日（木）の夕方には釈放されており、3月13日（月）に本人に状況等の聞き取りをしたところでございます。内容といたしましては、奈良市内で飲食した後、友人宅に向かう途中、酒に酔っていたため、誤って被害者宅の敷地に侵入し、住人に110番通報され、逮捕されたもので、本人も深く反省をしております。このような不祥事が起

こりましたことにつきまして、町民皆さま、また議員皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げますとともに、本事案を厳粛に受け止め、改めて職員の綱紀粛正の徹底と再発防止に努めてまいり所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。生涯学習課のほうからは以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 職員さんの逮捕については気を付けてくださいというふうにはしか言えませんが、お願いしておきます。あと、最初の返還のことなんですけど、ちょっと聞いててよくわからなかったんですけど、これは町が悪いんですかね。

教育次長 会計検査院のほうからは、県の実績報告の審査でございましたりとか、当然交付金の取り扱いにかかります要綱でありましたりとか、想定問答等々が不十分であったと、わかりにくかったというところも、まずは指摘をされておるんですけども、そもそも交付申請をする市町村において、その認識が不十分であったということで指摘をされているものでございます。具体的に改めて申し上げますと、当町の学童保育室、3学童保育室ともそれぞれ二つの支援単位、いわゆる北と南、二棟ございまして、二つの支援単位がございます。児童の数が少ない土曜日につきましては、それを合同でといいますか、二つの支援単位をひとつにして学童保育を運営をしておるところですけども、ひとつの運営にもかかわらず二つの支援単位が、支援単位を運営をしておるところで誤って算定していたものでございます。会計検査院の先ほど申しあげた検査におきましても、検査対象の47市町村のうち18市町村、おおむね約4割になるんですけども、同様の算定誤りをしておったというところがございまして、私どもも改めて確認をいたしますと、答えが分かった状態であれば、そのように読み取れるところもございませぬけれども、これまで県からの指摘等もない中で、それで大丈夫なんだということで算定を継続しておったと認識をしております。今後、今回の一件を受けまして、改めてそれ以降は算定をさせていただきます。同様のことが起きないように、要綱等の確認を十分しながら事務執行につとめたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

木澤委員 町のほうでも確認いただいた結果、そういう指摘が当てはまっていたということ
でして、それだったら基準に基づいて手続きされるということで理解はしておきた
いと思いますけど、こういうこともあるんやなというふうに、ちょっとびっくりし
ましたんで、以後の手続きについてはよろしくお願いいたします。

委員長 ほかに理事者から報告しておくことはございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたい
と思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前9時41分 閉会)